

[事案 2020-55] 年金額割増支払等請求

・令和2年12月8日 裁定終了

<事案の概要>

説明資料の記載どおりの年金額の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年12月に信用組合を募集代理店として契約した個人年金保険について、以下の理由により、説明時に使用された年金受取額表どおりの年金額もしくは早見表どおりの解約時受取額を支払ってほしい。

- (1) 契約に際して募集人から、年金受取額が記載された年金受取額表および据置期間満了時の解約時受取額が記載された早見表によって説明を受けたが、いずれの表にも「将来の支払額を約束するものではない」旨の注意書きがない。
- (2) 年金受取額表と早見表は1つの冊子の一部であり、契約年齢や性別等の異なる条件下における年金受取額表および解約時受取額の早見表が掲載されていたので、自分に関係している部分のみを切り取って保存していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が保管していた年金受取額表および早見表は、当時の金融機関代理店向けの研修資料の一部であり、顧客に説明するためのものではない。
- (2) 契約に際して募集人は、設計書およびパンフレットを使用して説明しており、これらの資料には、「将来の支払額を約束するものではない」といった注意書きがあるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、年金受取額表に記載された年金受取累計額および早見表に記載された解約時受取額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。